（様式29）【要領様式第14号】

**産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその調達方法**

|  |  |
| --- | --- |
| 設置及び維持管理に要する資金の総額 |  |
| 内訳 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| その資金の調達方法 |  |
| 内訳 | 　自己資金 |  |
| 　借入資金 |  |
| 　金融機関等の名称 |  |

○事業の開始にあたって、新たな資金を必要としない場合は、その理由を記載すること。

（様式30）【省令様式第６号の２（省令第９条の２関係）】

|  |
| --- |
| 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 |
| 内　　　訳 | 金　　　　　額（千円） |
| 事業の開始に要する資金の総額 |  |
|  | 土　　　　地 |  |
| 事務所 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 調達方法 | 自己資金 |  |
| 借　　入　　金 |  |
| （借入先名） |  |
|  |  |
|  |  |
| そ　　の　　他 |  |
| 増　　　　　資 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること　　　許可更新申請の場合にも添付すること |
|

（様式31）【省令様式第６号の２（省令第９条の２関係）】

|  |
| --- |
| 資 産 に 関 す る 調 書（個人用）年　　月　　日現在 |
| 資産の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 |  |  |  |
| 有価証券 |  |  |  |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土　　地 |  |  |  |
| 建 物 |  |  |  |
| 備　　品 |  |  |  |
| 車　　両 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 |  |
| 負債の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  |  |
| 短期借入金 |  |  |  |
| 未払金 |  |  |  |
| 預り金 |  |  |  |
| 前受金 |  |  |  |
| 買掛金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　　債　　　計 |  |
|

（様式32）【要領様式第51号】

**（特別管理）産業廃棄物処理業者の帳簿の様式及び管理方法**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 帳簿の管理責任者 | 職　名 |  | 氏　名 |  |
| 帳簿の保存場所 |  |
| 帳簿の様式（帳簿を備えている場合は、当該帳簿の写しを添付すること） |
| 帳簿の管理方法（帳簿の記載方法、閉鎖時期、保存期間等について記入すること） |

(注)　産業廃棄物処理業者にあっては法第14条第17項（同法施行規則第10条の８）、特別管理産業廃棄物処理業者にあっては法第14条の４第18項（施行規則第10条の21）の規定に基づき、記載する帳簿及び一定期間保存する方法について具体的に記載すること。

（様式33）【要領様式第22号】

**長　期　的　財　務　計　画　書**

　　年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

１　・繰越利益剰余金額　　　　　　　　　　　　　　　　　円　（　　年　　月　　日現在）

　　　（次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合）

　　・経常損失金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　（　　年　　月　　日現在）

　　　（３年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字の場合）

２　・繰越損失金

が発生した理由

　　・経常損失金

３　今後の事業改善計画

（単位：　　　）

４　今後の収支計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 第　　期（　　～　　） | 第　　期（　　～　　） | 第　　期（　　～　　） |
| 売　　上　　高 |  |  |  |
| 売　上　原　価 |  |  |  |
| 売上総利益 |  |  |  |
| 販売費及び一般管理費 |  |  |  |
| 営　業　利　益 |  |  |  |
| 営業外利益 |  |  |  |
| 営業外費用 |  |  |  |
| 経　常　利　益 |  |  |  |
| 特　別　利　益 |  |  |  |
| 特　別　損　失 |  |  |  |
| 税引前当期利益 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 繰越利益剰余金額 |  |  |  |

※　繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。

（様式34）【要領様式第27号】

**役 員 等 の 変 更 に 係 る 新 旧 対 照 表**

※　役員、相談役、顧問、法定代理人、政令で定める使用人および100分の５以上出資している者の変更について記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　役　　員　　等 | 旧　　役　　員　　等 |
| 役 職 名 | 氏　　　名 | 出資の割合 | 役 職 名 | 氏　　　名 | 出資の割合 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

(注１)　新旧ともに全ての役員を記載すること。

(注２)　新任者及び退任者については、その旨カッコ書きで記入すること。

（様式35）【要領様式第63-1号】

**添　付　書　類　の　省　略　に　つ　い　て（**産業廃棄物処理施設**）**

申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

産業廃棄物処理施設（　新規許可申請　・　変更許可申請　・　軽微変更等届　）にあたって、下記の○印を付した添付書類については、

・　　年　　月　　日付けで提出した産業廃棄物処理施設事前確認手続依頼書

・　　年　　月　　日付けで提出した産業廃棄物処理施設（　新規・変更　）許可申請書

・　　年　　月　　日付けで提出した産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

の内容と変更がありませんので、添付を省略します。

１　処理施設の構造を明らかにする書類

２　埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

３　処理工程図（処理する産業廃棄物の種類別に記載）

４　設置場所及び付近の見取図

５　産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

６　産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類

７　申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書等及び納税証明書

８　申請者が個人である場合には、資産に関する調書、納税証明書

９　申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び商業・法人登記の登記事項証明書

10　申請者又は法人役員等の住民票の写し及び後見等登記事項証明書等

11　申請者が法第14条第５項第２号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面

（注１）省略される書類が添付されている申請書等について、適宜追記してください。

（注２）該当する番号を○で囲んでください。（省略が可能な添付書類については、申請の手引をご確認ください。）

（様式36）【要領様式第63-2号】

**添　付　書　類　の　省　略　に　つ　い　て（**（特別管理）産業廃棄物処分業**）**

申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（特別管理）産業廃棄物処分業（　新規許可申請　・　更新許可申請　・　変更許可申請　・　変更届　）にあたって、下記の○を付した添付書類については、

・　　年　　月　　日付けで提出した（特別管理）産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書

・　　年　　月　　日付けで提出した（特別管理）産業廃棄物処分業（ 新規・変更・更新 ）許可申請書

・　　年　　月　　日付けで提出した（特別管理）産業廃棄物処理業変更届

の内容と変更がありませんので添付を省略します。

１　事業計画の概要を記載した書類

２　事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類、最終処分場にあっては、埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

３　公図の写し及び不動産登記の登記事項証明書又は土地を使用する権原を有することを証する書類及び施設を使用する権原を有することを証する書類

４　処理後に排出される産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類

５　業務を行うに足りる技術的能力を説明する書類

６　事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

７　申請者が法人である場合には、直前３年の貸借対照表、損益計算書等及び納税証明書

８　申請者が個人である場合には、資産に関する調書、納税証明書等

９　申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び商業・法人登記の登記事項証明書

10　申請者又は法人役員等の住民票の写し及び後見等登記事項証明書等

11　申請者が法第14条第５項第２号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面

12　特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類

13　特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類

（注１）省略される書類が添付されている申請書等について、適宜追記してください。

（注２）該当する番号を○で囲んでください。（省略が可能な添付書類については、申請の手引をご確認ください。）

（様式37）【要領様式第52号】

**住 民 票 の 写 し 等 の 省 略 に つ い て**

申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

今回の申請にあたり、　　年　　月　　日付けで許可された、（都道府県・市名）

（許可番号）　　　　　　　　　　　の許可証の写しを提出し、住民票の写し等の添付を省略します。

＜参考＞

１　代用できる許可証

次の許可のうち、当該許可の日から起算して５年を経過しないもの。

・産業廃棄物収集運搬業の許可　　　　　　・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可

・産業廃棄物処分業の許可　　　　　　　　・特別管理産業廃棄物処分業の許可

・産業廃棄物収集運搬業の変更許可　　　　・特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可

・産業廃棄物処分業の変更許可　　　　　　・特別管理産業廃棄物処分業の変更許可

・産業廃棄物処理施設の許可

・産業廃棄物処理施設の変更許可

ただし、「省令第９条の２第８項（同第10条の４第７項、第10条の12第２項、第10条の16第２項、第11条第８項）の規定による許可証の提出の有無　　有 ・ 無 」と記載されたものを除く。

２　省略できる添付書類

・本人及び法定代理人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には、その商業・法人登記の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び後見等登記事項証明書）

・役員の住民票の写し及び後見等登記事項証明書

・株主等の住民票の写し及び後見等登記事項証明書（株主等が法人である場合には、その商業・法人登記の登記事項証明書）

・政令で定める使用人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書

３　留意事項

・更新の申請の際には、更新元の許可証を提出しても省略はできないこと。

・役員等の変更届には、新役員等に係る住民票の写し等の添付が必要であること。

・審査において必要と認められる場合には、省略できない場合もあること。

（様式38）【省令様式第６号の２（省令第９条の２関係）】

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

長野県知事　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（様式39）【施行細則様式第９号の３】

|  |
| --- |
| **一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）設置者****に係る欠格要件該当届出書**年　　月　　日　長野県知事　　　　　殿申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第14条の２第３項第14条の５第３項　（同法第15条の２の６第３項において準用する場合を含む。）の規定により、欠格要件に該当するに至つたので、関係書類を添えて届け出ます。 |
| 一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の場所 |  |
| 一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の種類 |  |
| 許可の年月日及び許可番号 | 年　　月　　日　　第　　　　号　　　 |
| 該当するに至つた欠格要件及びその具体的事由 |  |
| 欠格要件に該当するに至つた年月日 |  |
| （備考）１　該当するに至つた欠格要件は、一般廃棄物処理施設設置者にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第７条第５項第４号のロからトまで又はリからルまで（同号のリからルまでに掲げる者にあつては、同号のイ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを、産業廃棄物処理施設設置者にあっては同法第14条第５項第２号のイ（法第７条第５項第４号イ又はチに係るものを除く。）又は第14条第５項第２号のハからホまで（法第７条第５項第４号のイ若しくはチ又は第14条第５項第２号のロに係るものを除く。）のうち該当するに至ったものを記入すること。　　　　２　法第９条第７項（法第15条の２の６第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては、「一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の場所」の欄から「許可の年月日及び許可番号」の欄までの各欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至つたことが確認できる書類を添付すること。３　この届出書は、法第９条第６項（法第15条の２の６第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至った日から２週間以内に、法第９条第７項（法第15条の２の６第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至つた後遅滞なく提出すること。 |

（様式40）【施行細則様式第18号の２】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **（特別管理）産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書**年　　月　　日　長野県知事　　　　　殿申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 第14条の２第３項 | において準用する |
| 第14条の５第３項 |
| 同法 | 第７条の２第４項 | の規定により、欠格要件に該当するに至つたので、 |
| 第７条の２第５項 |
| 関係書類を添えて届け出ます。 |

 |
| 許可の年月日及び許可番号 | 年　　　月　　　日　　　　第　　　　　号 |
| 該当するに至つた欠格要件及びその具体的事由 |  |
| 欠格要件に該当するに至つた年月日 |  |
| （備考）１　該当するに至つた欠格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第５項第２号のイ（法第７条第５項第４号のイ又はチに係るものを除く。）又は第14条の第５項第２号のハからホまで（法第７条第５項第４号のイ若しくはチ又は第14条第５項第２号のロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたものを記入すること。２　法第14条の２第３項及び第14条の５第３項において準用する法第７条の２第５項の規定による届出にあつては、「許可の年月日及び許可番号」の欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至つたことが確認できる書類を添付すること。３　この届出書は、法第14条の２第３項及び第14条の５第３項において準用する法第７条の２第４項の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至つた日から２週間以内に、法第14条の２第３項及び第14条の５第３項において準用する法第７条の２第５項の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至つた後遅滞なく提出すること。 |

（様式41）【要領様式第94-2号】

**優良産廃処理業者認定制度に基づく添付書類の省略について**

（（特別管理）産業廃棄物処分業）

申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

（特別管理）産業廃棄物処分業の（　変更許可申請　・　更新許可申請　）にあたって、以下の○を付した添付書類の添付を省略します。

１　事業計画の概要を記載した書類

２　申請者が法人である場合は、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書等及び納税証明書

３　申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為

　４　処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類

（注１）該当する番号を○で囲んでください。

（注２）審査において必要と認められる場合には提出を求めることがあります。

（様式42）【要領様式第95-3号】

**申請手数料の電子納付に係る申出書**

年　　月　　日

長野県知事　　様

電子納付申請者

住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては、主たる事務所の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地、名称及び代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　下記の申請において、申請手数料をながの電子申請サービスにより納付することを申し出ます。

記

１　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく各種申請

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※ | 申請内容 | 手数料（円） |
|  | (1) | 産業廃棄物処分業新規許可 | 100,000 |
|  | (2) | 産業廃棄物処分業更新許可 | 94,000 |
|  | (3) | 産業廃棄物処分業事業範囲変更許可 | 92,000 |
|  | (4) | 特別管理産業廃棄物処分業新規許可 | 100,000 |
|  | (5) | 特別管理産業廃棄物処分業更新許可 | 95,000 |
|  | (6) | 特別管理産業廃棄物処分業事業範囲変更許可 | 95,000 |
|  | (7) | 産業廃棄物処理施設設置許可（法施行令第７条の２に規定する施設） | 140,000 |
|  | (8) | 産業廃棄物処理施設設置許可（法施行令第７条の２に規定する施設以外の施設） | 120,000 |
|  | (9) | 産業廃棄物処理施設変更許可（法施行令第７条の２に規定する施設） | 130,000 |
|  | (10) | 産業廃棄物処理施設変更許可（法施行令第７条の２に規定する施設以外の施設） | 110,000 |
|  | (11) | 産業廃棄物処理施設譲受け等許可 | 94,000 |
|  | (12) | 産業廃棄物処理施設設置者合併等認可 | 94,000 |
|  | (13) | 産業廃棄物熱回収施設設置者認定 | 33,000 |
|  | (14) | 産業廃棄物熱回収施設設置者認定更新 | 20,000 |

※該当する申請に〇を記載。

※一の申請手数料につき、一の申出となりますので、記載する〇は一つのみとしてください。

２　許可等申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

　　※電子納付申請者と許可等申請者が異なる場合のみ記入してください。